

# 水道水 水質基準に関する省令 浄水51項目

		項目
定期 検査 項目	1	一般細菌
	2	大腸菌
	3	塩化物イオン
	4	有機物質(全有機炭素(TOC)の量)
	5	pH
	6	臭気
	7	味
	8	色度
	9	濁度
	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素
消毒 副 生成 物	11	シアンイオン及び塩化シアン
	12	臭素酸
	13	クロロ酢酸
	14	ジクロロ酢酸
	15	トリクロロ酢酸
	16	クロロホルム
	17	ジブロモクロロメタン
	18	ブロモジクロロメタン
	19	ブロモホルム
	20	総トリハロメタン
	21	ホルムアルデヒド
選 択 項 目	22	塩素酸
	23	鉛及びその化合物
	24	亜鉛及びその化合物
	25	鉄及びその化合物
	26	銅及びその化合物
	27	マンガン及びその化合物
	28	ひ素及びその化合物
	29	四塩化炭素
	30	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
	31	ジクロロメタン
	32	テトラクロロエチレン
	33	トリクロロエチレン
	34	ベンゼン
	35	ふっ素及びその化合物
	36	ほう素及びその化合物
	37	カドミウム及びその化合物
	38	六価クロム化合物
	39	アルミニウム及びその化合物
	40	ナトリウム及びその化合物
	41	カルシウム、マグネシウム等(硬度)
	42	セレン及びその化合物
	43	水銀及びその化合物
	44	蒸発残留物
	45	陰イオン界面活性剤
	46	非イオン界面活性剤
	47	フェノール類
	48	1,4-ジオキサン
	49	亜硝酸態窒素
	カビ臭	50
51		2-メチルイソボルネオール